

宅地建物取引士証再交付申請手続案内

宅地建物取引主任者証又は宅地建物取引士証の交付を受けているものが、亡失、滅失、汚損又は破損した場合や宅地建物取引主任者証から宅地建物取引士証への切替交付を希望する場合に、宅地建物取引士証の再交付を申請することができます。

1 申請方法

(公社)茨城県宅地建物取引業協会本部又は(公社)全日本不動産協会茨城県本部へ本人が窓口又は郵送にて申請してください。

なお、申請受付の窓口で本人確認を行いますので、以下の身分を証する書面等をご持参ください。(郵送申請の場合は写しを添付)

(1つでいいもの)

運転免許証、パスポート、写真付き住基カード等

(2つ必要なもの)

健康保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書などの公的証明書

2 提出書類

提出書類等、必要部数	説明
宅地建物取引士証再交付申請書 1部	様式第七号の五
顔写真 1枚	カラー、縦3cm、横2.4cm、無背景、正面、無帽、上半身、撮影後6ヶ月以内のもの
手数料 4,500円	茨城県収入証紙を貼付してください。
念書 1部	※亡失、紛失した際に必要です (屋外で紛失した場合は、警察署へ遺失物の届出を行い、遺失物届出受理番号を念書に記載)
所有している宅地建物取引士証又は宅地建物取引主任者証	※汚損、破損及び宅地建物取引主任者証から宅地建物取引士証への切替交付を希望する際に必要です。
返信用封筒 1部	※宅地建物取引士証を郵送により受領希望の際に必要です。 簡易書留郵便料金434円分の切手を貼付し、申請者が登録している住所・氏名を宛先とした定型封筒

3 問合せ先

- （公社）茨城県宅地建物取引業協会

〒310-0066

茨城県水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館

TEL：029-225-5300

- （公社）全日本不動産協会茨城県本部

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階

TEL：029-244-2417